

# よくあるお問い合わせ (子ども・子育て支援金制度について)

## Q1. 独身や高齢者にも支援金の負担があるのはなぜですか？

子ども・子育て支援金制度は、将来の社会保障を支える子どもたちをみんなで応援する仕組みです。児童手当などの直接的な給付は受けない方も、社会全体で支え合うことが大切と考えています。

## Q2. 「独身税」ではないのですか？

独身の方だけが対象ではありません。すべての世代・立場の方に広くご協力いただく制度です。

## Q3. この制度はもう決まっているのですか？

令和6年6月に法律が成立し、令和8年4月から始まることが法律で定められています。

## Q4. この制度について初めて聞きました。

こども家庭庁のホームページなどで詳しくご案内しています。今後も広く周知していく予定ですので、ぜひご確認ください。

## Q5. 支援金の徴収はいつから始まりますか？

令和8年度から医療保険料と一緒にご負担いただく予定です。江東区では6月からお支払いいただく予定です。

## Q6. 令和10年度以降も支援金の負担は続きますか？

令和8年度から段階的に導入され、令和10年度以降も継続される制度です。

## Q7. 支援金の負担額はどのくらいですか？

所得に応じて異なりますが、令和10年度の目安は月額450円程度です（医療保険制度により異なります）。

## Q8. 手取りが増えないのに負担が増えるのでは？

社会保険負担の見直しとあわせて導入されるため、追加的な負担にならないよう配慮されています。低所得者向けの軽減措置もあります。

## Q9. 今後、負担額がどんどん増えていくのでは？

令和10年度まで段階的に増える仕組みですが、それ以降の増額は現時点では予定されていません。法律で使い道が定められているため、勝手に増えることはありません。

## Q10. 医療保険料から子育て支援の費用を出すのはおかしくないですか？

医療保険制度はすべての世代が関わる仕組みであり、出産育児一時金などもすでに含まれています。支援金制度も医療保険とは別の制度で、目的に沿って使われます。

## Q11. 支援金は何に使われるのですか？

児童手当の拡充や妊婦・乳児への給付、育児休業支援など、6つの子育て支援施策に使われます。法律で使い道が定められており、他の用途には使われません。

(↑ここまで江東区のホームページに掲載↑)

## Q12. 支援金を支払うのに実質負担がゼロとはどういう意味？（子ども家庭庁のQ&Aより）

### ポイント

- 支援金については、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されています。
- つまり、支援金が新たに付加されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。
- 実際、令和5年度から令和8年度までの歳出改革等による社会保険負担軽減の効果を計算すると、0.60兆円程度となるため、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円としています。
- 医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加(いわゆる自然増)していく中で、社会保険料には上昇圧力がかかりますが、少なくとも、子育て支援施策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺されます。このため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じません。

